

—— JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ——

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価結果を公表します。

DIC 株式会社 長期借入金に Green 1 を付与

借 入 人 : DIC 株式会社
評 価 対 象 : DIC 株式会社 長期借入金
分 類 : 長期借入金
貸 付 人 : 株式会社三菱 UFJ 銀行
借 入 額 : 非開示
貸 付 実 行 日 : 2022 年 5 月 31 日（予定）
最 終 返 済 期 限 : 2027 年 5 月 31 日（予定）
資 金 使 途 : 再生可能エネルギー設備（太陽光発電、バイオマス）への投資

<グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

1. DIC 株式会社の概要

DIC は、1908 年に川村インキ製造所として創業した、印刷インキの世界トップを走るメーカーである。1962 年に旧称の大日本インキ化学工業に改称、創業 100 周年を迎えた 2008 年には大日本インキ化学工業から現在の DIC へと商号変更している。

DIC では、光学・色彩、有機分子設計、高分子設計、分散などの基盤技術を生かし、カラーフィルタ用顔料では世界のトップシェアを誇り、樹脂、電子材料等でも専門性の高い高付加価値の商品をそろえている。

DIC は創業当初より海外進出に意欲的であり、他の国内印刷メーカーよりも早くアジアに進出を行ってきたほか、1986 年に米国のサンケミカル社、1999 年にフランスのトタルフィナ社のインキ部門を買収し、2021 年 12 月末時点で欧米・アジアを中心に世界 63 カ国、189 のグループ会社を有して全世界で事業を展開している。

事業セグメントでは、従来の製品別の 5 セグメント（プリンティングインキ事業、ファインケミカル事業、ポリマ事業、コンパウンド事業、アプリケーションマテリアルズ事業）から、提供価値や市場に焦点を当て

た 3 セグメント（パッケージング&グラフィック事業、カラー&ディスプレイ事業、ファンクショナルプロダクツ事業）に再編を行い、事業展開の迅速化を進めている。

2. DIC の長期環境ビジョン

DIC は、2021 年 6 月に 2050 年までのカーボンニュートラルを目指す「DIC NET ZERO 2050」を公表した。DIC では、2019 年公表の中期経営計画「DIC111」のなかで、CO₂ 排出量の長期削減目標として 2030 年度 30%削減（2013 年度比）を示して、削減に取り組んでいた。世界的な脱炭素社会実現の動きが加速し、2021 年 4 月には気候変動イニシアティブ（JCI）が「パリ協定を実現する野心的な 2030 年目標」の設定を政府に求めるなか、DIC グループとしてもこうした動きに賛同し、更に積極的な脱炭素社会の実現に取り組んでいく決意のもと、「DIC NET ZERO 2050」を設定している。

DIC は 2022 年 2 月に「DIC111」に代わる 2022 年から 2030 年までの次期長期計画「DIC Vision 2030」を発表した。「DIC Vision 2030」では、「DIC が貢献する社会」を「グリーン」、「デジタル」、「Quality of Life(QOL)」として定義し、5 つの事業重点領域を設定し、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」と「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」の 2 つを「目指す姿」として定めた。具体的な数値目標として、「サステナブル製品」が売上高比率の 60%を占めることおよび 2030 年までに CO₂ 排出量 50%削減を目指すことが記載されている。

3. 評価対象について

今般の評価対象は、DIC が自社工場内に設置する太陽光発電設備及びバイオマス設備に対する設備投資を資金使途とする長期借入金（本借入金）である。本資金使途は、ICMA グリーンプロジェクト分類における「再生可能エネルギー」に該当すると JCR は評価している。また、DIC が環境に対して生じうる負の影響に対して適切な回避策または緩和策を講じており、このプロジェクトに伴って環境改善効果を上回るような環境への負の影響が発生する可能性が低いことを確認した。以上から、JCR は本評価対象の資金使途となるプロジェクトが環境改善効果を有すると評価している。

JCR は、本借入金の資金使途となるグリーンプロジェクトの管理・運営体制が確立されており、選定基準・プロセスおよび資金管理の透明性が高いこと、DIC の経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けていることについても確認した。

この結果、JCR は本借入金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。本借入金は、「グリーンローン原則¹」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

¹ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asia Pacific Loan Market Association), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

² 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本借入金の資金使途の 100% がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の全額が、DIC の自社工場内で使用する再生可能エネルギーの供給設備に充当される予定であり、環境改善効果が期待できる。

本借入金は、DIC が保有している以下の工場内の既往および建設中の再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス設備等）の取得資金、もしくは取得資金のリファイナンス資金に充当される予定である。

< 資金使途の概要 >

適格対象クライテリア 1

設置場所	DIC 館林工場内
設備の種類	太陽光発電設備
年間発電能力/実績	発電能力：1,250kW、発電量実績(2021)：1,279MWh/年
建設、設置内容	太陽光発電設備、防草シート、電気接続工事、土地造成
検収・運転開始時期	2019年1月、2019年2月中旬より本格稼働
遵守する関連法令他	電気事業法、火災予防条例および、系統連系および電力購入に関する契約要綱
環境改善効果	館林工場の総電力使用量に占める本設備からの電力供給量は約 15%

適格対象クライテリア 2

設置場所	DIC 鹿島工場内
設備の種類	バイオマスボイラ設備

蒸気エネルギー量（予定）	773,591GJ/年
建設、設置内容	バイオマス設備、基礎工事、建屋建築(チップ室、電気室)、電気計装、配管、純水装置
検収・運転開始時期	2023 年 12 月（予定）
遵守する関連法令他	工場立地法、安衛法第 88 条、土壌汚染対策法、消防法、建築基準法、大気汚染防止法、騒音規制法、火災予防条例、神栖市公害防止協定。建築進捗に伴い、順次届け出を実施中
調達する燃料のトレーサビリティ及び持続可能性について	使用するバイオマス燃料は、国内（主として茨城県、千葉県）で発生する建築廃材を使用
本件による CO ₂ 排出削減量（試算値）	CO ₂ 排出量に関しては、同量の蒸気を重油や LNG、都市ガスを併用して作製する場合と比較して、年間 29,540t

JCR は、ヒアリング及び DIC から提出された関連資料により、本借入金の資金使途の対象となるプロジェクトが、DIC 各工場から排出される CO₂ の削減効果を有していること、当該設備により想定される環境社会への負の影響の削減、回避、管理等の必要な施策が関連法令等の遵守により行われていることを確認した。

以上より、JCR は本借入金の資金使途の対象となるプロジェクトについて、高い環境改善効果を有するものと評価した。

ii. 資金使途は、「グリーンローン原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画³によると、2050 年の「カーボンニュートラル宣言」、2030 年度の CO₂ 排出量 46%削減、更に 50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。

³ 経済産業省 資源エネルギー庁 第 6 次エネルギー基本計画 概要 2021 年 10 月
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_02.pdf

図 1：2030 年度におけるエネルギー需給について

		(2019年度 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%※ ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1% (再エネの内訳)
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22% 太陽光 14~16%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20% 風力 5%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19% 地熱 1%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2% 水力 11% バイオマス 5%

(出所：資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画の概要」)

同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。既に太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一となるなど、日本の再生可能エネルギーの主力として世界第3位の累積導入量となっている。また、本借入金のように、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、地域におけるレジリエンスの観点でも活用が期待され、更なる導入拡大が不可欠である。

本借入金の資金使途であるバイオマス設備は、DICの製品製造工程において必要となる蒸気エネルギー供給を目的としている。従来蒸気エネルギーには重油、LNG等が燃料として使用されており、当該化石燃料から排出されるCO₂排出削減のために導入される設備である。経済産業省が示した化学産業の脱炭素のための移行経路⁴において、自家用蒸気・自家用電力を化石燃料から脱炭素燃料への転換を促す取り組みは、同産業のカーボンニュートラルへの移行経路において重要なグリーンプロジェクトとして位置づけられている。

⁴ 経済産業省「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップ 2021年12月
<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210004/20211210004-1.pdf>

図 2：カーボンニュートラルに向けた自家用蒸気・電力等の燃料転換

3. カーボンニュートラルへの技術の道筋

①-4 CNに向けた低炭素・脱炭素技術「無機化学・自家用」

技術名	概要	排出係数/削減幅 ^{※1}	実装年 ^{※2}	参照先 ^{※3}
産業・ガス 無機化学 電解 ソーダ	BPT ✓ 省エネ・高効率化技術：高効率の深冷分離装置等の導入、ポンプ・圧縮機等のインバーター化、配送基地の見直し等	-	既に導入	✓ JIMGA省エネルギー事例集
BPT	✓ 省エネ・高効率化技術：高度制御/設備の更新・高効率化/ゼロキャップ電解槽の導入/複極式電解槽の導入/濃縮設備の熱回収等	78万t削減	既に導入	✓ 低炭素社会実行計画
BPT	✓ ボイラーの小型化、運転管理、省エネ蒸留技術、省エネ型スチームトラップの適用範囲拡大、コジェネレーション、ヒートポンプ等	78万t削減	既に導入	✓ 低炭素社会実行計画
天然ガスへの燃料転換	✓ 自家用電力・蒸気について、石炭・重油などから天然ガスに転換	0.32~0.415 ^{※4} (kgCO ₂ /kwh)	既に導入	✓ 低炭素社会実行計画 ✓ グリーン成長戦略 ✓ BATの参考表 など ^{※5}
バイオマスへの燃料転換	✓ バイオマスの混焼・専焼など	-	既に導入	✓ IEA ETP2020
水素・アンモニア等への燃料転換	✓ 水素発電、アンモニア混焼、ガスタービンにおけるアンモニア専焼技術など	最大100%削減	2020年代以降	✓ GI基金-社会実装計画 ✓ グリーン成長戦略 ✓ IEA ETP2020
電化	✓ 電熱により水蒸気を製造 ✓ 再エネ（太陽電池、水力等）導入	最大100%削減 (再エネの場合)	- ^{※6}	✓ DECHEMA
排ガス等からのCO ₂ 分離回収	✓ 天然ガス火力、化学プロセス、焼却処理等からのCO ₂ 回収 ✓ 化学吸収、化学吸着、物理吸収、膜分離等 ✓ CCSの導入	最大100%削減	2030年代	✓ グリーン成長戦略 ✓ GI基金-社会実装計画 ✓ IEA ETP 2020

^{※1}：排出係数は各プロセスのものであり、誘導品・樹脂生産といった下流工程は含んでいない。
^{※2}：社会実装計画については導入拡大・コスト低減フェーズの開始年を、IEAの場合はAvailable Yearを参照。
^{※3}：実装年の参照先には下欄を付加。
^{※4}：天然ガス火力発電（従来型LNG火力-GTCC）の発電量あたりCO₂排出量を記載。
^{※5}：環境省「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について」
^{※6}：DECHEMA（2017）では、TRL7として記載。

（出所：経済産業省 トランジションファイナンスに関する化学分野における技術ロードマップ）

b. 環境に対する負の影響について

DIC は、資金使途である太陽光発電設備およびバイオマス設備が環境に及ぼし得る負の影響のそれ及び本件における対応について、グリーンローン・フレームワークにおいて以下の通り定めている。

1. 想定されるリスク

再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う、一般的な環境および地域へのネガティブインパクト

- ・太陽光発電設備：森林伐採、土砂災害、地盤沈下などの発生。
- ・バイオマス設備：大気汚染、粉塵などの発生。

2. リスク緩和対応

- ・太陽光発電設備：森林伐採、土砂災害については、弊社工場内遊休地(平坦)へ設置することで非該当。
地盤沈下に関しては、自重で支持が可能なコンクリート基礎工法にて対応した。
- ・バイオマス設備：大気汚染、粉塵などの発生については、設備面ではバグフィルターを設置することで対応。
一方で、監視としては、排気口の出口に SO₂、NO_x、CO、O₂、ばい煙の測定センサーを設置し濃度の常時監視を実施し運転月報として結果を記録・管理。加えて、NO_x、ばいじん濃度は、2 か月毎、SO_x については 6 か月毎に外部業者により定期的に濃度を測定し規定値以内であることを確認し、同工場内の安全環境グループへ報告。

尚、上記設備はいずれもコンビナートおよび工場団地内にある DIC 所有の工場敷地内へ設置するため、近隣住民への説明は実施していない。また、当該設備はいずれも自家消費のための設備のため、再生可能エネルギー固定価格買取制度、事業計画策定ガイドラインには該当しない。さらにバイオマス設備については、蒸気のみを発生させる設備という面からも、事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)には非該当。太陽光発電設備の管理については、電気主任技術者の管理のもと、保安規程にて運用管理を記載し経済産業省へ届け出を行っている。

(出所：DIC グリーンローン・フレームワーク)

また、バイオマス設備の燃料は、国内で収集される建築廃材をチップとしたものを使用する予定であるほか、当該調達先は近県に所在する調達業者であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は資金使途が環境に負の影響を及ぼす蓋然性は小さいと判断している。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象である再生可能エネルギー設備の導入によって、DIC の CO₂ 排出量の削減効果が期待される。JCR は、国際資本市場協会 (ICMA) の SDGs マッピングを参考にしつつ、本借入金が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に投資家等へ開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

DICは、2021年6月に2050年までのカーボンニュートラルを目指す「DIC NET ZERO 2050」を公表した。DICでは、2019年公表の前中期経営計画「DIC111」のなかで、CO₂排出量の長期削減目標として2030年度30%削減（2013年度比）を示して、削減に取り組んでいた。世界的な脱炭素社会実現の動きが加速し、2021年4月には気候変動イニシアティブ（JCI）が「パリ協定を実現する野心的な2030年目標」の設定を政府に求めるなか、DICグループとしてもこうした動きに賛同し、更に積極的な脱炭素社会の実現に取り組んでいく決意のもと、上記の「DIC NET ZERO 2050」を設定している。

DICは2022年2月に「DIC111」に代わる2022年から2030年までの次期長期計画「DIC Vision 2030」を発表した。「DIC Vision 2030」では、「DICが貢献する社会」を「グリーン」、「デジタル」、「Quality of Life(QOL)」として定義し、5つの事業重点領域を設定し、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」と「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」の2つを「目指す姿」として定めた。具体的な数値目標として、「サステナブル製品」が売上高比率の60%を占めることおよび2030年までにCO₂排出量50%削減を目指すことが記載されている。

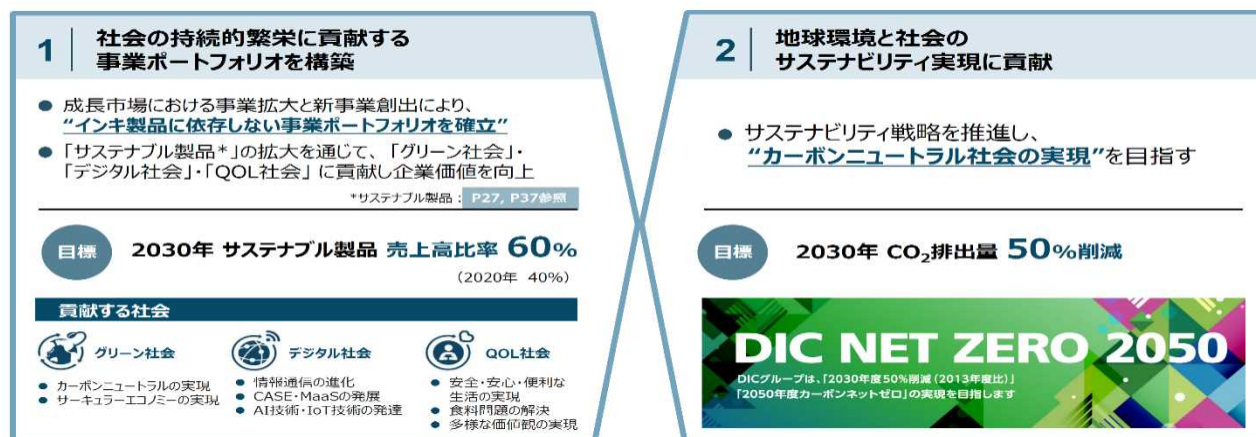
図3: 「DIC Vision 2030」 基本方針

DIC Vision 2030 基本方針

「進化した“Color & Comfort”の価値提供を通じて、
株主利益を包摂する社会的利益を追求し、長期的な企業価値の向上を目指す」
－“インキ製品に依存しない事業ポートフォリオの確立”と“カーボンニュートラル社会の実現に向けて”－

(出所：DIC Vision 2030 発表資料)

図 4: 「DIC Vision 2030」の目指す姿



(出所：DIC Vision 2030 発表資料)

DIC が本借入金の使途とする再生可能エネルギー設備は、上述の DIC が目指す 2030 年の CO₂ 排出量削減目標に直接貢献するものであり、DIC Vision 2030 と整合的であると JCR は評価している。

b. 選定基準

DIC のグリーンローンに関する適格クライテリアは、評価フェーズ 1 で記載のとおりである。JCR では、DIC が設けた適格クライテリアについて、前述した通り環境改善効果が見込まれる再生可能エネルギー設備の取得資金を対象としていることから、適切であると評価している。また、環境への負の影響についても評価フェーズ 1 で記載した通り、適切に特定・管理されている。

c. プロセス

DIC では、本借入金の資金使途の候補プロジェクトについて、同社財務部が候補プロジェクトを抽出し、サステナビリティ推進部および生産設備の新設・増設・維持および管理等に関して専門的な知識を有する生産企画部等の関係部署のアドバイスを参考にしながら適格クライテリアへの適合を検討し、評価及び選定を行った。対象となるプロジェクトは、社内の評価機関であるサステナビリティ委員会に報告されるほか、同委員会における審議内容及び結果については、取締役会に報告されることとなっている。

以上より、DIC では資金使途に対するグリーン性の評価について、専門的知見を有する部署および経営陣が適切にプロジェクトの選定および決裁に関与しており、プロセスが明確であると JCR は評価している。

DIC の本借入金に関する目標、選定基準、プロセスは、本評価レポート、DIC が作成したフレームワークを通して開示されることから、貸付人に対する透明性が確保されていると JCR は評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、本借入金により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本借入金により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本借入金は、評価フェーズ 1 で記載した太陽光発電設備の取得資金に係るリファイナンス及びバイオマス設備の取得資金に充当予定である。リファイナンスについては借入後速やかに充当予定であるほか、バイオマス設備について検収を予定する 2023 年 12 月末またはその直後に充当完了の予定である。また、資金使途がリファイナンスの場合、グリーンローンによる調達から遡って 2 年以内 to 実施した適格プロジェクトへの支出に限るとしている。

借入金の資金管理について、DIC はグリーンローン・フレームワークにおいて以下の通り定めている。

- ・ 本借入金は年度末の取締役会で承認される資金計画の借入限度額の範囲内で、財務部門の専決事項として実行される。
- ・ 調達された資金は、当社が保有する三菱 UFJ 銀行の口座で管理される。
- ・ 財務部は経理部又は事業サポート部などから各プロジェクトの資金需要状況に関する情報を収集し、四半期ごとにプロジェクト全体の資金需要状況をスプレッドシートに取り纏める。
- ・ 財務部は取り纏めた資料を基に、毎四半期、資金を充当する。財務部は必要に応じて建設の進捗状況を生産企画部に照会するなどにより、上記手続きの追跡を行う。追跡管理においては財務部長を最終責任者とし、定期的にサステナビリティ委員会に資金の充当状況について報告が行われるほか、年に一度外部監査を受ける予定である。
- ・ 調達資金の充当が決定されるまでの間は、金銭消費貸借契約に従い、調達資金は現金または現金同等物にて管理するとともに、未充当資金が発生する場合は、未充当部分が本借入金の返済に充当される予定である。

(出所：DIC グリーンローン・フレームワーク)

また、資金調達の管理に関するスプレッドシートは、本借入金の返済期限より長く保存される規定となっていることを JCR は確認した。

以上より、JCR では資金管理について、適格クライテリアで定められた使途に充当されること、その資金管理については適切な方法にて管理されること、外部監査による第三者により確認が行われる体制が整備されていることおよび未充当資金発生時の取り扱いについても適切であることから、資金管理の妥当性および透明性は適切であると評価している。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後での貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本借入金の資金使途は、貸付実行前に貸付人に対して金銭消費貸借契約書等で開示される。充当状況に関しては、資金が充当するまで年次で貸付人に報告する予定である。また、DIC は、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、貸付人に対し速やかに通知することとしている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

DIC は、借入金の返済が完了するまで年次で、資金使途の環境改善効果として以下の項目を DIC レポートによる開示を通じて貸付人に開示する予定である。

- ・ 適格グリーンプロジェクトを含む再エネ設備によって削減された CO₂ 排出量
- ・ CO₂排出量全体における再エネ設備によって削減された CO₂排出量の比率

JCR では、資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポーティングについて、内容は適切であり、また貸付人に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

DIC では、「サステナビリティ基本方針」に基づき、「基幹的なテーマ」から「独自性を発揮するテーマ」まで 11 のサステナビリティ・テーマを設け、2019 年度から 2021 年度までの「中期方針」と年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。また、「DIC グループサステナビリティ活動計画」に基づき、各事業部門・各事業所・各国内外の DIC グループ会社は、それぞれの年度で優先的に取り組む「サステナビリティ活動計画」を個別に定めており、組織及び社員への方針の浸透と、業務目標と連動したサステナビリティ活動の推進に取り組んでいる。

さらに「製品のすべてのライフサイクルにおいて、健康・安全・環境に配慮することを経営方針のもとで公約し、自主的に環境安全対策の実行、改善をはかっていく」という考え方に基づいたレスポンスブル・ケア活動は、化学産業に特有の取り組みであり、DIC は 1995 年に発足した日本レスポンスブル・ケア協議会の設立企業 74 社の 1 社として当初より参加し、環境負荷の低減、省資源、省エネルギーへの取り組みを強化してきた。DIC は、レスポンスブル・ケアを推進する上で、「プロダクト・スチュワードシップ」を活動の基盤と位置づけている。有害物質の使用削減、有害性のより低い製品、リサイクル可能な製品等、環境調和型の製品開発に取り組み、日本国内では 2002 年より環境調和型製品の評価基準を設け、当該基準に適合する製品の社内認定を行ってきた。

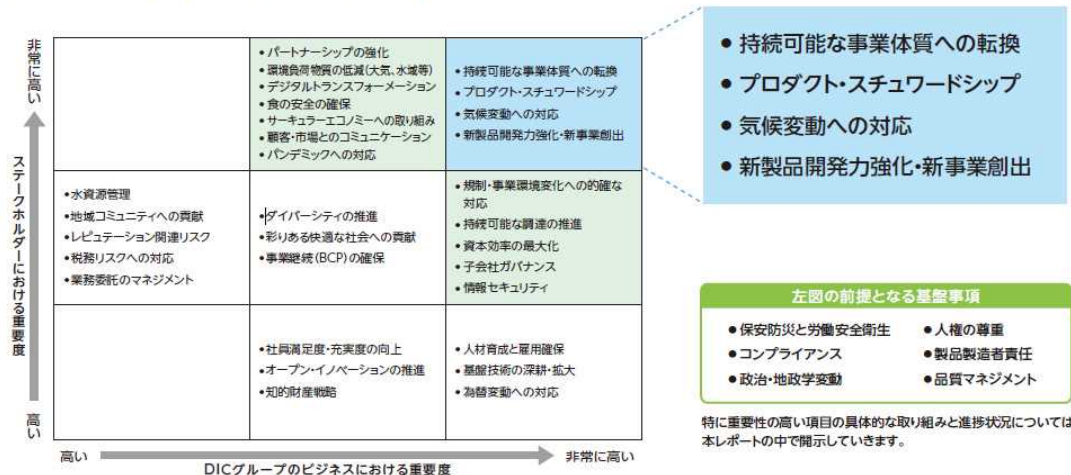
DIC では、気候変動問題を、自社のビジネスに影響を及ぼす重要な要素と捉えて、情報開示を推進していくことを示すため 2019 年 5 月に TCFD(Task Force on Climate-Related Financial Disclosures)の提言への支持を表明し、TCFD 提言に沿った情報開示（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）をウェブサイトにおいて行っている⁵。

DIC は、サステナビリティ委員会と部会メンバー、各事業所長、グローバル拠点のマネジメント層が参画し、GRI スタンダード等のグローバルなガイドラインや社会要請、リスクマネジメント、中期経営計画「DIC111」等より課題を抽出のうえ、評価と複数回の議論を通じて、DIC のマテリアリティ・マトリックスと、その前提となる基盤事項を策定している。その中でも特に重要性が高い項目については、目標/KPI 及び進捗状況を開示しており、ステークホルダーからもモニタリングが可能な状況となっている。

⁵ DIC ウェブサイト <https://www.dic-global.com/ja/csr/environment/co2/>

図 5 : DIC グループのマテリアリティ・マトリックス

DIC グループのマテリアリティ・マトリックス



(出所: DIC ウェブサイト)

DIC では、上記のマテリアリティのうち「気候変動への対応」について、世界的な脱炭素社会実現の動きが加速する中においては、事業活動を進める上で極めて大きな要素となってきたと認識している。これを踏まえ、DIC グループは、前述の通り 2021 年 6 月に「DIC NET ZERO 2050」として、新たな CO₂ 排出量削減目標（「2030 年度 50%削減」及び「2050 年度カーボンネットゼロ」）を目指すことを掲げ、生産活動を通じた CO₂ 排出量削減、低炭素事業の TCFD への対応によって取り組んでいる。

DIC では、社長執行役員直轄のサステナビリティ委員会を設置している。同委員会では、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われており、サステナビリティ活動の推進に関する方針及び計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項を審議している。委員会での審議内容及び結果については、取締役会に報告を行っており、2020 年 1 月からは、社長が同委員会の委員長を務めている。

なお、今年度のサステナビリティ委員会では、新しい CO₂ 排出量の削減目標（「DIC NET ZERO 2050」の設定や「2030 年度 50%削減(2013 年度比)」および「2050 年度カーボンネットゼロ」の実現を目指す）の設定の他、DIC グループにおけるサステナビリティ指標の本格運用に関する討議などが行われた。

図 6 : DIC のサステナビリティ推進体制



(出所: DIC ウェブサイト)

また、DIC は本借入金の資金使途である再生可能エネルギー設備に関連して、電気管理技術士等の専門家を社内に有しており、環境問題の推進においては、社内の専門家の意見をくみ上げながら方針決定を行っている。

以上より、JCR では、DIC が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けていることを確認したほか、サステナビリティ方針について外部有識者の意見や社内の専門家の意見を反映していることを確認した。

■評価結果

本借入金について、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。本借入金は、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）梶原 敦子・後藤 遥菜

本件グリーンローン評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの実施により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの実施計画時点または実施時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの実施により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の借入金、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実施により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル